

平成 29 年度 第 1 回特定調達品目検討会議事要旨

日 時：平成 29 年 8 月 7 日（月） 10 時 00 分～12 時 00 分

場 所：農林水産省三番町共用会議所 大会議室

出席委員：指宿委員、宇野委員、大石委員、岡山委員、奥委員、奥村委員、奈良委員、原田委員、平尾委員、藤井委員、安井委員（座長）

欠席委員：梅田委員、北橋委員、柳委員（五十音順、敬称略）

1. 特定調達品目に関する検討方針及び提案状況について

戦略・方向性

- ・ これまでの特定調達品目に係る検討を通じ、各品目の環境負荷低減効果が定量化されてきていると考えられるため、ポートフォリオのようなものを作り、効果的な品目の調達を重点的に促進していくという戦略があると良いのではないかと。
 - ⇒ 以降の議題の中でコメントさせていただくが、今後の品目の増減等の対応を含めて、あり方の検討の中で検討していきたい。（環境省）

自動車

- ・ 世界的に電気自動車への機運が高まっている中で、電気自動車の性能評価について、どのような考え方で進めていくのか。
 - ⇒ イギリスやフランスでは 2040 年を目標に、ガソリン車を販売しないという方針を打ち出しており、我が国でも政府実行計画において政府の公用車については、2030 年度までに公用車のほぼ全てを次世代自動車とすること、2020 年度の間目標として、公用車の 4 割程度を次世代自動車とすることに向けて努めることとしている。次世代自動車の導入の推進については、次世代自動車をどう定義するかも含めて今年度検討していく。（事務局）
- ・ 水素燃料電池車は日本にしか製品がなく、日本には 2 車種もあるが世界では水素には視線が向けられていない。政府のポリシーをどうするのが今後重要になってくる。

燃料電池

- ・ 燃料電池でありさえすれば環境負荷が低いという時代ではなくなっている。燃料電池の発電効率の設定については考えているか。
 - ⇒ 平成 13 年度の品目設定当初は、太陽光発電システム、燃料電池共にまだ普及していなかったため、まずは対象品目として入れることが第一の目標であった。太陽光発電システムについては、現在、モジュール変換効率やパワーコンディショナーの負荷効率等に関して基準が設定されており、燃料電池については本年度、具体的な基準の設定について検討を進めたい。（事務局）
- ・ 新規品目の導入・普及に向けての参考として、LED 照明が特定調達品目として導入された当初から、普及に至るまでの経緯を総括しておく方が良いのではないかと。
 - ⇒ LED 照明が特定調達品目となった平成 20 年当時は、ほぼ全てがクリアする基準だったが、その後 LED の技術進歩のスピードに応じて、判断の基準を改定してきた経緯がある。非常に技術の進歩のスピードが速く、基準を見直してもすぐに陳腐化してしまうという状況に

あった。LED 照明器具については、「蛍光灯照明器具」とは別に「LED 照明器具」及び「LED を光源とした内照式表示灯」の 2 品目を追加で設定した。当時はまだ蛍光灯照明器具の方が、エネルギー消費効率が高かったため別品目として設定したが、現在は逆転している。LED 照明は、グリーン購入法の基準がスタンダードとして普及してきたと考えている。(事務局)

- ・ 燃料電池について、LED と同様に考えると、「発電機器」の中に「燃料電池」があり、よほど発電効率が悪いものでなければ良いというところからスタートするというイメージだが、燃料電池の判断の基準としてはどう考えていくのか。
 - ⇒ 判断の基準を見直すにあたって、LED に関する知見もある中で、定義だけでなく根本的な部分から見直したらどうかという趣旨と理解した。まずは、現状把握のための調査も行き、判断の基準まで設定するののかも含めて、ご意見を踏まえつつ検討していきたい。(環境省)
- ・ 水素はまだ流通するわけではないため、現時点では水素に限定しなくても良いが、水素に限定するという議論もある。現時点では水素燃料電池は高価格だが、燃料電池そのものの価格は下がり始めており、むしろ燃料電池の周辺部品である水素タンクやバルブ等が高い。政府としてどうするのが決まらなると方針が定まらない。最先端の情報を把握する必要はあると考える。
- ・ 燃料電池についても、既に使い終えたものが出てくることを考え、太陽光発電システムにおける検討と同様にリユース・リサイクルの観点を加えるべき。

2 サイクルエンジンオイル

- ・ 2 サイクルエンジンオイルについては、おそらく常用としては使用されていない特殊品であるため、対象品目から外すという方法もあるのではないかと。各省庁の調達方針で 2 サイクルエンジンオイルの調達目標が 100% となっていることに違和感がある。実際に調達があるのか、もしくは実績と関係なく 100% の予定と記載しているだけなのか、実績を調査した上で検討すべきではないか。
 - ⇒ 平成 27 年度の調達実績は参考資料 1 に記載しており、2 サイクルエンジンオイルは 14,000 リットル程度の調達がある。2 サイクルエンジンオイルは環境中に排出されてしまうという問題があり、生分解であれば良いのかという議論もある。(事務局)

太陽光発電システム

- ・ 大量の太陽光発電が作られたが、実のところ台風等の影響等もあり、かなり取り壊している。リユースやリサイクルが非常に重要な段階に来ている。最新の情報を掴み現状把握に努めてほしい。
- ・ グリーン購入法では、太陽光発電や燃料電池について個々の機器についての基準は定められているが、国が進めている ZEB を念頭に置いたときに、システムとしての基準を示していくことができないか。プレミアム基準に係る内容かもしれないが、そのような工夫が必要だと思う。

自動車整備

- ・ 自動車整備については、役務としてどの程度の実績が出ているのか。また、リユース部品やリビルド部品がどのような部品に使用されているのか。プラスチック材料の使用が今後重要になってくると考えられるため、実績がどうなっているのか確認したい。
 - ⇒ 自動車整備については、平成 27 年度に 12,000 件程度の調達でほとんどが部品の調達であ

る。リユースやリビルド部品はバンパーやシート等のエンジン周りではない部品で使用されるものである。(事務局)

- ⇒ 現状でも自動車修理の際には必ずリユース・リビルド部品が含まれているのが原則だと思う。ただ、なかなか壊れないため、リユース・リビルドのシステムとしてはそこまで量が回っていない。

輸配送

- ・ 輸配送について、最近話題になっている宅配ボックスの普及等の観点を入れた方がよいのではないか。

バイオPET

- ・ バイオPETについては、100%植物由来PETと、エチレングリコール部分だけの植物由来PETについて、方針を考えておく必要性が出てきている。現時点の全体的な動向について、事務局で調査し、把握する必要がある。
 - ⇒ まずは状況の確認を行い、別途ご相談させていただきながら進めたい。(環境省)

フロン類等

- ・ 中央環境審議会及び産業構造審議会において、フロン類等のあり方についての検討が進んでいる。中央環境審議会の小委員会で議論したが、環境省が平成29年3月に取りまとめた「フロン類対策の今後の在り方に関する検討会 報告書」の「国や自治体における率先的な取組み」という項目の中で、「グリーン購入法やグリーン契約法における調達方針を強化し、国や地方自治体が率先して自然冷媒機器や低GWP機器を調達し、冷媒転換を進めていくということについて検討を行う必要があるのではないか。」という記載がある。これこそすぐにでも国が率先してできることであり、基本方針においては、低GWPの判断の基準や配慮事項が既に入っているが、更に強化していく方向で早急に検討してもらいたい。フロン対策について、グリーン購入法ではどのようなタイムスケジュールで検討されるのか確認したい。審議会で議論が進んでいるので、グリーン購入法の対応を示していく必要があるのではないか。加えて、東京オリンピック・パラリンピック大会の調達コードにも自然冷媒等の記述がされており、グリーン購入法でも至急対応する必要があると考える。検討をお願いしたい。
 - ⇒ 資料3には具体的な記載がないが、フロン対策については喫緊の課題であると認識しており、検討していきたい。グリーン購入法では、平成27年4月に改正フロン法が施行された際に、可能な品目についてはすべて対応している。エアコンのうち、業務用に関しては、目標年度が2021年度のためまだGWP値は設定していないが、フロン排出抑制法の対象品目については、少なくとも配慮事項に規定しており、可能なものから順次判断の基準に上げていく考えである。(事務局)
 - ⇒ 検討させていただく。(環境省)
- ・ 自然冷媒についてはかなり難しい状況であり、HFC-32(R32)に次ぐ冷媒がまだ見えてこない。欧州のカーエアコンはHFO-1234yfになっているが、我が国では次の冷媒の開発に迷走している状況。
- ・ 自然冷媒が難しいのであれば、なおさら回収をきちんと行うシステムをグリーン購入法の中にも入れるべき。
 - ⇒ 冷媒次第ではないか。HFO-1234yfであれば放出しても影響が少ないという考え方もあるか

もしれない。HFC-32 (R32) であれば回収すべきということになるかもしれないが。

新規提案品目について

- ・ 日射調整コーティング材について、コーティングする相手材や場所によって性能が全く異なり、機能が得られない場合もあるため、どのように評価するのかについても検討が必要である。
- ・ 食堂、ケータリング、レストランで使用される食材について、グリーン調達の対象とする場合「役務」になるのか。
 - ⇒ 食堂、ケータリング、レストランで使用される食材について、パームオイルや水産物は、MSC や ASC、RSPO 等の環境認証ラベルがあり、そのような認証食材を調達すべきという考えからの提案であり、食材そのものの購入ではなくサービスとしての位置づけである。(事務局)
- ・ 食材そのものの調達ではなく、役務として見るのであれば、今一番問題になっている食品ロスをなくすための施策も含めていただきたい。
 - ⇒ 食材そのものの調達は国の実績としては少ない。役務として考えた場合、食品ロスの問題について検討する余地があるかもしれない。ご意見を踏まえ検討させていただく。(環境省)
- ・ 電力は環境配慮契約法に基づいて規定されているが、グリーン調達として扱う場合、どのようになるのか。
 - ⇒ 電力については、環境配慮契約法において、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギー及び再生可能エネルギーの活用状況等をポイント制で評価し、100点満点中、70点以上で裾切を行う方式をとっている。環境配慮契約法は、国についてはきちんと取り組まれているが、地方公共団体にはなかなか普及していない現状がある。一方、地方公共団体におけるグリーン購入法の取り組みは7割程度あり、グリーン購入法の品目に加えることにより、普及・促進できるのではないかという提案と受け止めている。(事務局)

2. プレミアム基準の活用に係る専門委員会における検討内容について

- ・ 企業の環境マネジメントを審査していると、うまくいく企業というのは経営戦略にコミットしている、福利厚生と一緒に入っているなど、横の広がりがあることがわかる。プレミアム基準を戦略として考えた際、他とどうリンクし、関係を持ちながら普及させてくかという観点が必要ではないか。
 - ⇒ 別紙の8,9ページに示しているとおり、それに類することは議論されているが、具体的などころまでは至っていない。PDCA サイクルの A とは何かという話である。
 - ⇒ アクションとして、判断の基準に盛り込んでいくことが求められると考える。他との連携についてご意見を踏まえ今後検討していきたい。(環境省)
- ・ 今までのグリーン購入は、再生品に替えるなど金銭的にそれほど負担のないもので置き換えられたが、例えば LED 照明は、中小企業などは経済的な問題で対応しきれない面がある。その観点から考えた場合、中小企業や地方公共団体でも大きな負担なく同じ方向に進めるような経済的な配慮が必要ではないか。
 - ⇒ 現在の特定調達品目検討にあたっての基本的考え方においては、環境負荷低減効果に対し

てコストが著しく高くないものという縛りがあるため、今後現在のスキームや考え方についての議論を行うことも検討している。ご意見を踏まえ事務局でも精査し、準備していきたい。(環境省)

- ・ 小規模な地方公共団体等で上手に取り組んでいるところの好事例を示すことができれば、他の団体も活用できると思う。
 - ⇒ まだ論点を整理した段階であり、具体的な事例を提示できていないが、今後準備を進めながら議論していきたい。(事務局)
- ・ グリーン調達ではなく省エネにおける類似例であるが、墨田区の20人ほどの小さなプラスチック成型企業で、オーナーが中心となって様々なアイデアを出して非常に効果のある活動をしたというものがある。その活動により、企業としてのモラルが高まったという効果もあるようで、事例というのは啓蒙的であると思う。
 - ⇒ 環境省でも毎年、地方公共団体の実施状況を調査しており、ある民間団体はそれをきちんと評価した上で点数付けをしている。その中で100点を取ったところは必ずしも大きな県や政令指定都市ではなく、割と小規模な団体もある。単にコピー用紙についてグリーン購入法対象製品を調達しているという割合で見ると大規模な地方公共団体はどこもやっているが、全品目に調達方針を立てて実行しているのは、小規模なところであるケースがある。小規模の民間企業や地方公共団体で、人がいないから取り組めないという声を聞くが、このような良い事例を上手く展開できたらと考える。
- ・ 地方公共団体でグリーン購入等に取り組んでメリットを出せるところは、メッセージングが上手い。中小企業も同様に、良いメッセージと自己主張ができることがポイントとなるのではないか。

以上